

中核市移行の基本的な考え方

1. 中核市制度と全国の状況

(1) 中核市制度

- 「住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な市町村が担う」という考えのもと、一定の規模や能力を持つ市を指定し、一定の権限を移譲する制度。
 - ・ **中核市**（要件：人口20万人以上 ※～H27. 3 人口30万人以上）
 - ・ 特例市（人口20万人以上 → H27. 4 制度廃止）

■本市は、平成12年に特例市の指定を受けたが、平成27年4月の地方自治法改正により、特例市制度が廃止され一般市となった。

■同改正により、中核市の人口要件が30万人から20万人に引き下げられたため、中核市の指定要件を満たすこととなった。

移譲事務項目数（H30. 1 末現在）

分野	主な移譲事務	事務項目数
民生	・ 身体障害者手帳の審査、判定、交付 ・ 社会福祉施設の設置許可、指導監査 ・ 社会福祉審議会の設置、運営 ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付	638
保健衛生	・ 保健所の設置、運営 ・ 感染症の予防及びまん延防止 ・ 飲食店の営業許可、指導及び食中毒予防 ・ 犬猫等負傷動物の収容及び適正飼養の推進	1, 337
環境	・ 廃棄物処理施設の設置許可、検査、指導 ・ 産業廃棄物（不法投棄等）の調査、指導 ・ ダイオキシン類による汚染状況の監視 ・ 大気汚染状況の監視	362
都市計画・建設	・ 屋外広告物の許可 ・ サービス付き高齢者向け住宅の登録	102
文教・その他	・ 公立小中学校の教職員の研修 ・ 重要文化財の現状変更等の許可 ・ 外部専門家による財務監査	90
計		2, 529

※今後、法改正等による変動があった場合は、修正します。

(2) 全国の状況（H30. 4. 1 現在）

- 全国の道府県庁所在市で、政令指定都市や中核市に移行しておらず、中核市の指定要件を満たす都市は7都市あり、その全てにおいて中核市移行への検討を進めている。
- 道府県庁所在市を含め、全国で中核市の指定要件を満たす都市は42都市。うち、27都市において中核市移行への検討を進めている。

中核市の指定要件を満たす都市の検討状況

	県庁所在市	県庁所在市以外	計
移行表明済	5	6	11
移行検討中	2	14	16
未定		8	8
移行しない		7	7
合計	7	35	42

2. 中核市移行の目的

(1) 目的

市民に最も近い基礎自治体として、その自主性や自立性を高めることで、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現する。

(2) 主な効果

①行政サービスの一元化と迅速化

■母子保健事業や廃棄物対策など、県と市が分担している同じ分野の事務を、市に一元化することで、窓口の明確化と事務の効率化を図ります。

■身体障害者手帳の交付や重要文化財の現状変更など、市を経由して県に行っていた申請手続きを、市で完結できるようにすることで、事務手続きの迅速化を図ります。

②市民サービスの充実

■市が保健所を設置することで、市が行っている保健指導や精神保健相談業務の専門性を高め、より質の高い福祉保健サービスを提供します。

■認定こども園や福祉サービス事業所への指導を市が直接行うことで、地域の実情にあったきめ細やかなサービスを提供します。

③市民の健康や財産を守る体制づくり

■感染症や食中毒などの緊急事態に対し、市自らが責任を持って迅速に対応できる体制を整備し、市民の生命と健康を守ります。

■産業廃棄物や大気汚染などの環境問題について、総合的に市が監視、指導できる体制を整備し、良好な自然環境や生活環境を守ります。

④特色あるまちづくりの推進

■地域の魅力や課題に対応した屋外広告物規制や小中学校教職員研修、社会福祉審議会運営を行うことで、特色あるまちづくりを推進します。

⑤県都としての役割を果たすための機能強化

■周辺市町を含む圏域のけん引役となって、市町間の連携を強化し、圏域内の地域資源を総動員することで、産業経済の活性化や生活環境の向上のための多様な取り組みを展開します。

■全国中核市市長会への参画等により、国に対する積極的な働きかけを行い、地方分権をさらに進めることで、特色を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

3. 今後の取り組み

(1) 推進体制

①庁内体制

・ 移譲される事務は、保健衛生や福祉、環境など幅広い分野にわたるため、部局横断的な推進組織を設置し、全庁を挙げて取り組みます。

②県との調整

・ 県から移譲される多くの事務を円滑に引き継ぐため、県との連絡会議の開催等により、十分な調整を図ります。

(2) 市民に対する周知広報

・ あらゆる機会を通じて、中核市移行に関する情報を発信し、市民の理解を深めます。

(3) 主な検討事項

①財政面での影響

・ 移譲される事務を実施するための経費については、国からの地方交付税等で財源措置されることとなりますが、詳細について、県と協議・調整を行います。

②移譲事務を円滑に遂行できる組織体制

・ 県との調整の中で移譲される事務内容やその業務量を精査し、より効率的で効果的な行政運営ができるよう、中核市移行後の組織体制を検討します。

③市保健所の機能

・ 中核市に設置が義務付けられている保健所は、市の保健衛生行政の中核的な機関となることから、その能力が十分発揮できるよう、組織機能のあり方を検討します。

④移譲事務に従事する専門職の確保

・ 高い専門性が求められる移譲事務に従事する職員を、計画的に確保します。また、県への派遣研修等により、その職員の育成を図ります。

(4) スケジュール

年度	取組内容
H27年度	＜庁内検討、市民周知＞
H28年度	＜県協議、事務引継ぎ＞
H29年度	＜県への派遣研修等＞ ＜市議会議決＞
H30年度	＜県議会議決＞ ＜県同意＞ ＜閣議決定＞ ＜政令公布＞

移行目標期日：平成31年4月1日